

## 設置・運営に係る条件

## 1 さいたま市図書館の概要

## (1) 所在地・来館者数

館名	所在地	年間来館者数 (令和2年度統計)
中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	580,093 人
北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	218,734 人
東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	252,279 人
大宮西部図書館	北区榑引町 2-499-1	※1 22,177 人
春野図書館	見沼区春野 2-12-1	100,189 人
与野図書館	中央区下落合 5-11-11	181,361 人
岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	51,100 人
桜図書館	桜区道場 4-3-1	210,285 人
北図書館	北区宮原町 1-852-1	443,422 人
武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	342,115 人
桜木図書館	大宮区桜木町 1-10-18	93,351 人

※ 令和2年4月から令和2年5月まで全館休館

※1 令和2年7月から令和3年3月まで大宮西部図書館は工事休館

## (2) 休館日・開館時間（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため変更する場合があります）

館名	休館日	開館時間
中央図書館	第1・第3月曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌々日（水曜）に休館	平日 9時～21時 土・日・祝休 9時～18時
北浦和図書館	毎週月曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌々日（水曜）に休館	平日 9時～20時 土・日・祝休 9時～18時
東浦和図書館		
大宮西部図書館		
春野図書館		
与野図書館		
桜図書館		
北図書館		
武蔵浦和図書館		
桜木図書館	毎週火曜 ※国民の祝日・休日の場合は開館し、翌日（水曜）に休館	平日 9時～18時 土・日・祝休 9時～17時
岩槻図書館		

※休館日は、上記の他、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間があります。

## 2 設置場所

さいたま市図書館11館、12か所

※別添「物件調書」を参照してください。

## 3 広告掲載・設置に関する条件

- (1) 「さいたま市広告掲載要綱」、「さいたま市広告掲載基準」及び「さいたま市教育委員会所管の印刷物及びホームページにおける広告掲載の取扱いについて」並びに関連法令を遵守するとともに、事前に市の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載・設置できません。審査に関する資料及び提出期限等は市の指定に従ってください。
- (2) 広告物の内容に変更がある場合は、再審査を受けてください。
- (3) 広告物の内容に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとします。
- (4) 広告媒体本体に事業者の連絡先を明示してください。

## 4 貸付料に関する条件

- (1) 最低貸付価格は 年額341,736円（12か所合計の年額・消費税抜き）とします。
- (2) 貸付料は、上記の最低貸付価格以上の額を本募集要項の「様式第6号 貸付料提案書」により提案してください。なお、提案の年額に消費税相当額を加算した金額を貸付料とします。
- (3) 消費税法の改正により税率が変動した場合には、消費税相当額は改正後の税率により再計算するものとします。
- (4) 貸付料は、市が指定する方法により、期限までに納付してください。
- (5) 貸付料とは別に、建物総合損害共済負担金を市が指定する方法により、期限までに納付してください。

## 5 契約の締結

内定された事業者は、賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとし、貸付開始時期については契約締結時に決定します。

また、本募集要項の「様式第6号 貸付料提案書」により提案された貸付料の2分の1の額を、契約保証金として納付しなければならないものとします。

ただし、さいたま市財産規則第37条の2の規定に該当する場合は免除とします。

納付した契約保証金については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じた時に還付します。

## 6 目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

貸付する財産について、指定された用途若しくは目的以外に使用することは禁止します。

また、契約に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

## 7 原状回復義務

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、貸し付けた物件を自己の負担で原状回復し、市が指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。

ただし、市が特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。

この場合、事業者は市に対し、何らの異議を申し立てることができません。

## 8 損害賠償

(1) 事業者が、貸付物件の使用に当たり図書館又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

(2) 事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払うものとします。

ただし、事業者が自己の負担で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

## 9 施設の長期休館

図書館は施設の修繕を順次行う予定であり、修繕期間中は施設が休館となります。1か月以上休館となる場合の貸付料は休館する期間を除いて月割り計算した金額とします。

## 10 その他の条件

(1) 広告媒体の設置にあたっては、図書館の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない形状及び構造としてください。

(2) 広告媒体の倒壊及び破損等により、図書館利用者等及び設置施設に危険を生じさせることのないようにしてください。

(3) その他設置・運営に際し必要な事項が発生した場合は、市と協議してください。